

株主優待定期預金規定

Beyond the Bank
あなたの明日へ

OKINAWA
KAIHO 海邦銀行

株主優待定期預金規定

株主優待定期預金規定<証書式>

1. (預金の支払時期)

この預金は、証書記載の満期日以降に利息とともに支払います。

2. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以降にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以降の利息は、満期日から解約日または書換継続日の前日までの日数および解約日または書換継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います、

(3) この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点以下第3位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

A. 預入期間が6カ月未満の場合 解約日における普通預金利率

B. 預入期間が6カ月以上1年未満の場合 (約定利率－上乘利率) × 50%

注. ただし、Bは解約日の普通預金利率を最下限利率とする。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (預金の解約、書換継続)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに当店に提出してください。

4. (その他定期預金規定の適用)

この預金には、本規定のほか、「定期預金共通規定」が適用されるものとします。

5. (規定等の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

自動継続株主優待定期預金規定<証書式・通帳式>

1. (自動継続)

(1) この預金は、証書（または、通帳）記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。（2年目以降は一般定期となり優遇金利の適用はありません。）

- (2) この預金の継続後の利率は継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出て下さい。この申出があったときは、この預金は満期日以降に支払います。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下本項および次項についても同じです。）から満期日の前日までの日数および証書（または、通帳）記載の利率（継続後の預金について第1条第2項の利率。以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。
- (2) 預入日の1年後の応当日のこの預金利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以降にこの預金とともに支払います。なお、満期日以降の利息は、満期日から解約日または書換継続日の前日までの日数および解約日または書換継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (4) この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をした場合は最後の継続日。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点以下第3位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。
 - A. 預入期間が6カ月未満の場合 解約日における普通預金利率
 - B. 預入期間が6カ月以上1年未満の場合 (約定利率－上乘利率) × 50%
 注. ただし、Bは解約日の普通預金利率を最下限利率とする。
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (預金の解約、書換継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに当店に提出してください。

4. (その他定期預金規定の適用)

この預金には、本規定のほか、「定期預金共通規定」及び「自由金利型定期預金（M型）規定（スーオアー定期）＜単利型＞」が適用されるものとします。

5. (規定等の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020年3月22日現在)